

平成23年7月15日（金）
愛知県教育委員会高等学校教育課
進路指導グループ
担当 小島・鈴木・栗木・米津
内線 3900・3906
（ダイヤルイン）052-954-6786

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（平成23年度第2回）の結果について

標記の会議を下記により開催しましたので、その結果をお知らせします。

記

1 日時

平成23年7月15日（金） 午後2時から午後3時30分まで

2 場所

愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室

3 議長

中京大学大学院社会学研究科長 むら村 かみ上 たかし隆

4 委員の構成

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A関係者
- (6) 県教育委員会事務局

5 会議の内容

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について

〔諮問事項〕

入学者選抜における自己申告書の提出について

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議開催要綱

第1 趣 旨

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について研究協議をするため、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（以下会議という。）を随時開催する。

第2 構 成

会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A関係者
- (6) 県教育委員会事務局

第3 議長及び副議長

- (1) 会議には議長及び副議長をおく。
- (2) 議長及び副議長は、委員のうちから互選する。
- (3) 議長は会議を主宰する。
- (4) 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

第4 会議の招集

会議は県教育委員会教育長が招集する。

第5 幹 事

会議には幹事をおく。幹事は会議の事務について委員を助ける。

第6 専 門 員

会議には、専門の事項を調査する必要があるときは専門員をおくことができる。

第7 意見聴取

会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第8 会議の公開

会議は、議長の判断により、会議の一部又は全部を公開しないことができる。

第9 会 議 録

会議は、会議録を作成し、その保存期間は5年間とする。

第10 雑 則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年5月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月26日から実施する。

平成23年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

委員名簿（順不同・敬称略）

中京大学大学院社会学研究科長（議長）	むら	かみ	たかし
	村	上	隆
愛知淑徳大学教授（副議長）	なか	の	やす
	中	野	靖彦
愛知教育大学大学院教育実践研究科特別教授	かみ	や	たか
	神	谷	孝男
至学館高等学校長	まつ	もと	よし
	松	本	吉男
トヨタ自動車株式会社人事部名古屋人事室長	いし	だ	ひろ
	石	田	裕康
名古屋銀行人事部係長	かわ	た	え
	川	田	絵里
愛知県地域婦人団体連絡協議会長	すず	き	みどり
	鈴木		
愛知県公立高等学校PTA連合会長	えの	もと	まこと
	榎	本	実
愛知県小中学校PTA連絡協議会長	たか	しま	じゆん
	高	島	淳
名古屋市教育委員会学校教育部長	にし	ぶち	しげ
	西	淵	茂男
半田市教育委員会教育長	いし	くる	よし
	石	黒	義朗
田原市教育委員会教育長	かわ	ぐち	ただし
	川	口	侃
愛知県立岡崎高等学校長	たか	す	かつ
	高	須	勝行
愛知県立明和高等学校長	く	ほ	よし
	久	保	芳孝
名古屋市立向陽高等学校長	なら	き	もと
	梶	木	茂賀
愛知県立愛知商業高等学校長	の	だ	たか
	野	田	隆洋
名古屋市立東桜小学校長	ばん	の	しげ
	坂	野	重法
名古屋市立大曾根中学校長	の	ざわ	かず
	野	澤	和彦
大口町立大口中学校長	た	なか	まさ
	田	中	将弘
岡崎市立葵中学校長	うち	だ	よし
	内	田	義和
愛知県立旭野高等学校教諭	ささ	やま	しげ
	笹	山	茂晃
名古屋市立工芸高等学校教諭	こ	しま	とし
	小	島	俊樹
名古屋市立御器所小学校教諭	ふじ	よし	み
	藤	好	三知
愛知県総合教育センター所長	か	とう	しげ
	加	藤	滋伸



平成23年 7月15日

愛知県教育委員会教育長

今 井 秀 明 殿

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

議 長 村 上 隆

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について（報告）

平成23年 5月27日付けで諮問のありましたこのことについて、慎重に検討・協議を行った結果、別紙のとおりまとめを得たので、ここに報告いたします。

平成23年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

ま と め

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

入学者選抜における自己申告書の提出については、次のとおりとする。

- 1 自己申告書Aについては、次のとおりとする。
 - (1) 推薦入学を除く全日制課程（海外帰国生徒にかかる入学者選抜、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜並びに連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜を含む。）定時制課程及び通信制課程において提出できることとする。
 - (2) 中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者のうち希望する者が提出できることや記載内容等については、現行のとおりとする。
- 2 自己申告書Bについては、次のとおりとする。
 - (1) 全ての入学者選抜において提出できることとする。
 - (2) 障害にかかる受検上の配慮に関する申請書を提出する入学志願者のうち希望する者が提出できることや記載内容等については、現行のとおりとする。
- 3 実施時期は平成24年度入学者選抜からとする。

説明資料

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（平成23年度第2回）について

本年度の諮問事項は次のとおりである。

入学者選抜における自己申告書の提出について

以下のとおりまとめが得られた。

諮問事項

入学者選抜における自己申告書の提出について

諮問理由

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議では平成12年度に「中学校時代における欠席日数の多い志願者にかかる選抜方法のあり方について」を諮問し、欠席日数の多い志願者の事情を的確に把握し、高等学校で学ぶ意欲などをより適切に評価することができる選抜方法のあり方について検討を行った。

また、平成17年度には、「障害のある志願者にかかる選抜方法のあり方について」を諮問し、障害のある志願者の高等学校で学ぶ意欲などをより適切に評価することができる選抜方法のあり方について検討を行った。

その結果、平成13年度に、欠席の理由や高校生活への意欲などを的確に把握するための自己申告書Aを導入し、平成18年度に、障害のある志願者一人一人の中学校生活の状況、志望の動機、高校生活への意欲などをより適切に評価するために自己申告書Bを導入する改善を図った。

これらの改善により自己申告書は毎年一定数提出され、欠席日数の多い志願者や障害のある志願者の抱える事情、高等学校で学びたいという意欲を高等学校が把握したうえで入学者選抜（推薦入学や海外帰国生徒にかかる入学者選抜等の特別な選抜を除く）が実施されている。導入後年数を経て、障害の程度等、志願者の状況が多様化しており、今後の自己申告書のあり方について検討する必要がある。

まとめの内容

入学者選抜における自己申告書の提出については、次のとおりとする。

1 自己申告書Aについては、次のとおりとする。

- (1) 推薦入学を除く全日制課程（海外帰国生徒にかかる入学者選抜、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜並びに連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜を含む。）定時制課程及び通信制課程において提出できることとする。

- (2) 中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者のうち希望する者が提出できることや記載内容等については、現行のとおりとする。
- 2 自己申告書Bについては、次のとおりとする。
 - (1) 全ての入学者選抜において提出できることとする。
 - (2) 障害にかかる受検上の配慮に関する申請書を提出する入学志願者のうち希望する者が提出できることや記載内容等については、現行のとおりとする。
- 3 実施時期は平成24年度入学者選抜からとする。

解説

- (1) 自己申告書Aは、全日制課程において現在提出が認められていない海外帰国生徒にかかる入学者選抜など特別な選抜でも提出できることとした。また、全日制課程一般入学、定時制課程及び通信制課程では従前どおり提出できることとし、全日制課程の推薦入学では現行と同様、提出できないこととした。
- (2) 海外帰国生徒にかかる入学者選抜など特別な選抜において提出できることとしたのは、推薦入学と異なり、面接の時間内に「ことばによる自己表現」の時間がなく、面接の中で欠席の理由や志望の動機、高校生活への抱負などを十分に表現できないことが考えられるためである。また、帰国したばかりの生徒が日本での学校生活に適應できない時期があったり、日本の中学校に在籍して日の浅い外国人生徒が面接では十分に意思を伝えることができないなどの事情にも配慮した。
- (3) なお、自己申告書Aを提出できる者や記載内容、提出方法については現行のままとした。
- (4) また、自己申告書Bは、障害の程度等、志願者の状況が多様化していることから、現在、提出が認められていない推薦入学や海外帰国生徒にかかる入学者選抜など特別な選抜に、面接等において志望の動機や高校生活への意欲などを言葉で伝えることが困難な受検生が出願することも想定されるため、課程を問わず、推薦入学を含む全ての選抜において提出できることとした。
- (5) なお、自己申告書Bを提出できる者や記載内容、提出方法については現行のままとした。
- (6) 実施時期については、可能な限り早く対応することとし、来春の平成24年度入学者選抜からとした。